



「おいしい食べきり運動」協力店を募集します

加古川市では、『加古川市民27万人の力で20%ごみ減量を！』をスローガンにごみの減量に取り組んでいます。食べられる状態であるのに廃棄される「食品ロス」削減に向け、『加古川市おいしい食べきり運動』にご協力いただける店舗を募集しています。

「協力店」には、市の啓発用の物資などをお渡しするとともに、市ホームページなどで協力店舗として紹介しています（1月20日現在27店舗）。食品ロス削減とごみ減量のため、ぜひご応募ください。

協力店の取組項目（1つでも該当していれば登録できます）

✕ 小盛りメニュー等の導入

例：小盛りメニュー等の導入、希望に応じて量の調整に対応など

✕ 食べ残しへの対応

例：消費期限等を説明したうえでの食べ残しの持ち帰りの案内、容器の提供など

✕ 食料品販売における対応

例：量り売りやばら売りの実施、規格外品（形の良くない商品等）の安売りや有効利用、賞味期限間近な食料品の割引販売など

✕ PR活動

例：宴会時などでの30・10運動（最初の30分間と終わり10分間は、食事を楽しむ）の推進、ポスターなどの掲示、ホームページやチラシでの呼びかけなど

✕ 上記以外の食品ロス削減につながる独自の取組

登録店のメリット

- ・市ホームページ等で店舗が紹介されることで環境配慮店舗のアピールができます。
- ・ごみの量が減ることで片付ける手間が減ります。
- ・ごみ処理等にかかる費用を削減できます。

協力店登録方法

登録申込書を、下記問い合わせ先まで郵送、FAXまたはメールで送付してください。登録申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

※登録いただいた店舗には、ステッカーと卓上POP、のぼり（大小あり）を配布します。



のぼり大 (45cm×150cm)



のぼり小 (7cm×21cm)



卓上POP(高さ21cm)



問い合わせ先

〒675-0019 加古川市野口町水足1452-1

加古川 食べきり

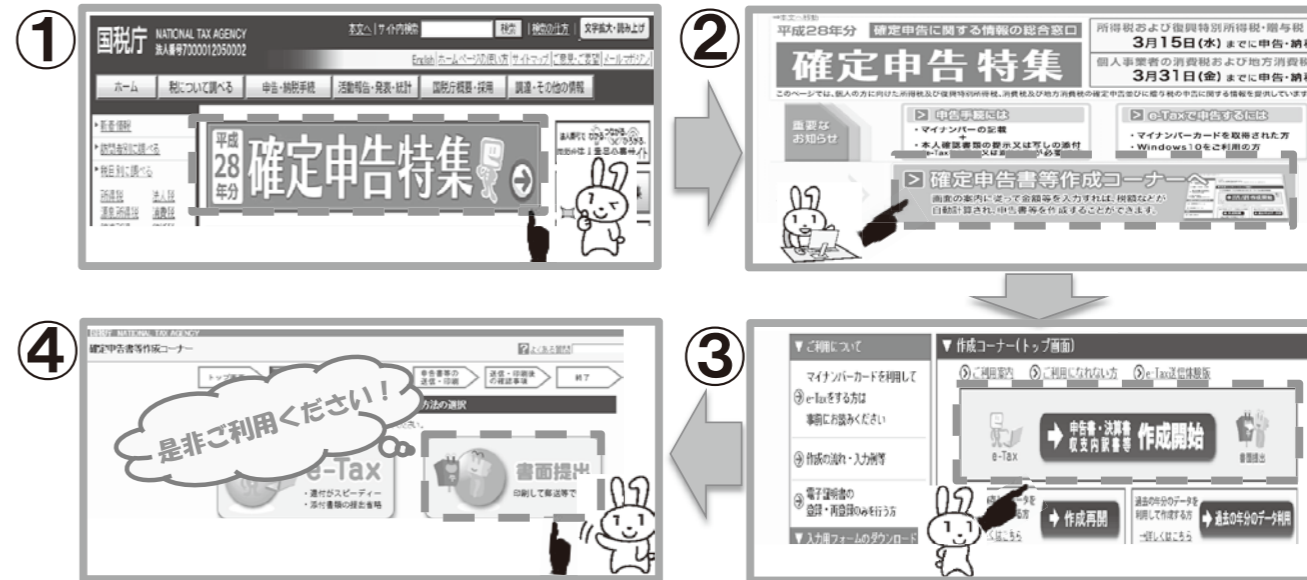
検索

加古川市環境部ごみ減量推進課

TEL 079-426-5440 FAX 079-426-6403 メール：genryou@city.kakogawa.lg.jp

「確定申告書等」の作成はご自宅で！！

国税庁HPのトップページから「確定申告特集」のバナーをクリック！！
確定申告書等作成コーナーから、申告書等の作成ができます！！



作成した申告書は、印刷して税務署に郵送で提出してください。

ご自宅等での作成が困難な方は、申告書作成会場をご利用ください。

【開設場所】「ニッケパークタウン本館1階センタープラザ」

【開設期間】平成29年2月16日（木）～3月15日（水）（土・日は除く）

【受付時間】午前9時～午後4時です（混雑状況によっては、早めに受付は終了します。）

- 申告の際には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書提出の際には本人確認書類の提示または添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方



マイナンバーカードをお持ちでない方



通知カード 運転免許証 または パスポート
※ 本人確認で利用できる書類等の詳細については、国税庁HPをご覧ください。

～申告と納税は期限内に～

振替納税を利用 されていない場合	・平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の納期限は、 ・平成28年分消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は、	3月15日（水） です。 3月31日（金） です。
振替納税を利用 されている場合	・平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告分の口座振替日は、 ・平成28年分消費税及び地方消費税の確定申告分の口座振替日は、	4月20日（木） です。 4月25日（火） です。

【お詫びと訂正】
1月号 P14

◆ マイナンバー（個人カード）をお持ちの方は

誤 マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が必要です。
正 マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。